

## 建設工事請負業者の格付要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市（水道局も含む。以下同じ。）に入札参加資格審査申請をした建設工事請負業者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定められた資格の格付の方法を定めることを目的とする。

(格付方法)

第2条 建設工事請負業者の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する総合的な評定により得られた数値により行う。

(格付)

第3条 建設工事の格付業種は、次のとおりとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事

2 格付の数値の範囲は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表

格付業種及び格付数値の範囲

業種 等級	土 木	建 築	電 気	管
A	特A 1,230以上 1,229 ～910	特A 1,240以上 1,239 ～870	790以上	750以上
	特A 2億円以上 3,500万円以上	特A 5億円以上 5,000万円以上	500万円以上	500万円以上
B	909 ～ 660	869 ～ 720	789以下	749以下
	3,500万円未満 1,200万円以上	5,000万円未満 1,200万円以上	500万円未満	500万円未満
C	659以下	719以下		
	1,200万円未満	1,200万円未満		

※ 上段：格付区分に対する数値  
下段：格付区分に対する工事予定価格